

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容など

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

| |
|--|
| 令和3年10月1日から 時間額 953円 (従来の925円から28円引上げ) |
|--|

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例：月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

日給 7,500 円で、1日の所定労働時間 7時間 30分の場合： $7,500 \text{円} \div 7.5 = 1,000 \text{円}$
月給 192,000 円で、1月の所定労働時間 160 時間の場合： $192,000 \text{円} \div 160 = 1,200 \text{円}$

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金がありますので、お気軽にお問い合わせください。(照会先：千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043-306-1860)
また、雇用調整助成金は、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間当たり賃金を一定以上引き上げる場合、千葉県最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3ヶ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例が設けられました。(照会先：千葉労働局職業安定部職業対策課 ☎043-221-4393)
- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

(照会先：千葉働き方改革推進支援センター ☎0120-174-864)

☆ 最低賃金の詳しい内容につきましては**千葉労働局労働基準部賃金室**（☎043-221-2328）又は**最寄りの労働基準監督署**にお問い合わせください。

千葉県最低賃金一覧表

千葉労働局

みんなチェック！最低賃金。

| 最低賃金件名 | 最低賃金額 時間額(円) | 発効 年月日 | 最低賃金の適用について |
|----------------------|-----------------|--------------|---|
| 〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金 | 953 | 令和 3.10.1 | 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。 |

| | | | | |
|----------------------------|--|--------------|---------------|--|
| 特 定 最 低 賃 金 | 調味料製造業 (味そ製造業を除く。) | 953 | 令和 3.10.1 | *調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。 |
| | 鉄鋼業 | 1,023 | 令和 3.12.25 | 次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |
| | はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注 | 953 | 令和 3.10.1 | *はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。 |
| | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) | 981 | 令和 3.12.25 | 次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務 |
| | 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業 | 953 | 令和 3.10.1 | *計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。 |
| | 各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所) | 953 | 令和 3.10.1 | *各種商品小売業(848円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。 |
| | 自動車(新車)小売業 | 953 | 令和 3.10.1 | *自動車(新車)小売業(922円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。 |

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。



最低賃金特設サイト



労働基準監督署



本表のダウンロード